平成２１年（フ）第８９２号
高知市一宮中町３丁目２番４号　コーポ桜の宮207
債務者　宮田　裕一
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８９６号
高知市薊野北町２丁目10番51―12号　ハイツハピィバリーⅡ304号
債務者　大釜　千春
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９１０号
高知市中久万41番地16　セジュール広見201
債務者　水町加衛子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８４号
福岡県豊前市大字宇島76番地31漁民アパート
債務者　川本　耕士
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
福岡県行橋市大字中津熊376番地　県営住宅中津熊団地43号
債務者　山内　　瞳
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
福岡県築上郡築上町大字築城317番地８
債務者　佐藤　　舞
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
福岡県行橋市大字高瀬232番地13
債務者　村田　純子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第５７号
熊本県天草市北浜町2695番地　第一マリーンハイツ203号
債務者　若松　隆仁
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第６６４号
大分市けやき台２丁目3633番地の13
債務者　牧　八代伊
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３７０号
宮崎市佐土原町上田島4417番地21
債務者　椎葉　克惠（旧姓有村）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１３号
宮崎県東諸県郡国富町大字木脇4911番地６
債務者　小松　賢治
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１７４号
青森市千刈１丁目21番12号
債務者　髙橋　正司
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
青森市千刈１丁目21番12号
債務者　髙橋　　智
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
宮城県大崎市古川米倉字下屋敷１番地　雇用促進住宅１号棟505号、従前の住所宮城県大崎市古川李埣１丁目９番40号
債務者　佐々木孝昭
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
宮城県大崎市古川米倉字下屋敷１番地　雇用促進住宅１号棟505号、従前の住所宮城県大崎市古川李埣１丁目９番40号
債務者　佐々木えり（旧姓片倉）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
宮城県大崎市古川城西１丁目２番14号、従前の住所宮城県大崎市古川西館２丁目４番10号
債務者　高橋　和代（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第４４７号
福井市三郎丸２丁目3101番地１
債務者　芳村　実男
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　福井地方裁判所民事部破産係